

日行連発第563号
平成28年8月19日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 遠 田 和 夫

厚生労働省からの「平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」の周知依頼について（お願い）

厚生労働省より「平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」の支給促進に係る周知依頼が、別紙のとおりございました。

つきましては、8月下旬頃に、厚生労働省より本件周知に関するポスターとチラシが、直接貴会に送付されることとなっておりますので、所属会員等への周知対応についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、4月にお願いしました高齢者向け給付金の広報については、各市町村における申請受付期間が7月末でおおむね終了しておりますので、適宜、当該ポスター・チラシを撤去していただきますよう、重ねてお願いいたします。

<送付内容>

1 単位会につき、ポスター（B3版）1部、チラシ（A4版）100部を送付予定。

<別紙>

「平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に係るポスター等の設置への協力依頼について」厚生労働省 社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室

以上

平成 28 年 8 月 吉日

関 係 各 位

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金
受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に
係るポスター等の設置への協力依頼について

本年 3 月から実施した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の広報については、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成 28 年 6 月 15 日時点で 600 万人近くの方に支給することができております。

さて、高齢者向け給付金の広報の御依頼文書の文末でも触れましたが、政府においては、平成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げによる所得の少ない方への影響を緩和するために、平成 28 年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給し、併せて、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方へ「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給することとしています。

厚生労働省においては、上記の 2 つの給付金についても支給事務を担当いたしますが、給付金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、ポスター・チラシの設置について、引き続き、御協力を賜れば幸いです。

なお、今回の給付金のポスター・チラシは、8 月下旬頃に当省の委託業者から配送する予定としており、設置期間については、本年 9 月頃から 12 月頃まで御対応をお願いしたいと存じます。

また、現在御対応いただいている高齢者向け給付金のポスター・チラシについては、市町村での申請受付期間が 7 月末におおむね終了することから、御面倒をお掛けいたしますが、撤去をお願いいたします。

何卒よろしくお願い申し上げます。

(担当者連絡先)

厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室 安西 千々松
電話 03-5253-1111 内線 2133

確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい
所得の少ない年金受給者の方を支援します。

障害・遺族年金 受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、障害基礎年金や
遺族基礎年金等を受給している方
(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ふ
0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、
8月1日～12月18日は土日祝も開設)

■ IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



平成28年度 臨時福祉給付金

支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない方

※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。

※「高齢者向け給付金」(3万円)の支給対象者も受給できます。

支給額

1人につき **3,000円**

※支給はどちらの給付金も1回です。 ※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(給与所得者)	区分	非課税限度額* (給与収入ベース)
	単身	100万円
	夫婦(配偶者を扶養)	156万円
	夫婦子1人(配偶者と子1人を扶養)	205.7万円
	夫婦子2人(配偶者と子2人を扶養)	255.7万円



障害・遺族年金受給者 向け給付金

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方

※「高齢者向け給付金」(3万円)を受給した方は除きます。

支給額

1人につき **30,000円**

(公的年金等受給者)	区分		非課税限度額* (年金収入ベース)
	単身	65歳以上	155万円
		65歳未満	105万円
	夫婦 (配偶者を扶養)	65歳以上	211万円
		65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

申請方法

- 平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある**市町村**です。
(平成28年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル **0570-037-192**」または「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ

検索